



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232

関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302

電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757

e-mail：hata50911@gmail.com

特定技能・育成就労の分野別運用方針が閣議決定されました

政府は、令和9年4月からの特定技能および育成就労制度に関し、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（以下、「分野別運用方針」という）を1月23日に閣議決定しました。分野別運用方針のポイントは以下の通りです。

◆対象分野と受入れ見込数

対象分野は、特定産業 19 分野、育成就労産業 17 分野で構成され、リネンサプライ、物流倉庫、資源循環が新たに追加されます（自動車運送業・航空は特定産業のみ）。これらは人手不足が特に深刻として、分野ごとに受入れ見込数（上限として運用）が示されました。全体の受入れ見込数は、特定技能 80 万 5,700 人、育成就労 42 万 6,200 人の合計 123

万 1,900 人（令和 11 年 3 月 末まで）です。

◆日本語能力の水準

日本語能力の水準は、育成就労開始時は日本語 A1 相当（または同等の講習受講）、1 年経過時は A1 相当以上、本人意向による転籍時は A2.1 相当以上、育成就労終了（特定技能 1 号相当）時は A2.2 相当以上、特定技能 2 号では B1 相当以上が目安です。

分野によって上乗せもあり、例えば自動車運送業（バス・タクシー）では、原則日本語 B1 を求めますが、日本語サポーターの同乗など一定の条件を満たすと A2.2 まで引下げ可能です。

◆転籍、上乗せ基準

育成就労制度では本人意向による転籍が認められており、当面は分野ごとに 1～2 年の転籍制限期間があります。ほかに、制度の適正性を確保するため、特定の分野で上乗せ基準（事業者の範囲の限定（許認可等）などの追加要件）を設けています。なお、運用要領は追って公開される予定です。

【参考】

育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針・分野別運用方針・運用要領（出入国在留管理庁）

https://www.moj.go.jp/isa/03_00169.html

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」が公開されました

◆「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」とは？

厚生労働省は 1 月、「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」を公開しました。このツールは、利用する従業員（「ママの場合」、「パパの場合」に分かれている）の情報を入力することによって、出産時や育児休業中に受け取れる給付金などの額が簡単に試算できるというものです。

入力する項目は以下のとおりです。

- ・子どもの誕生日（子どもが生まれる前は出産予定日）
- ・生まれる（た）子どもの人数



- ・勤務地
- ・給与形態
- ・休業開始前の給与月額
- ・出生後休業支援給付金の申請の有無

◆何が試算できるの？

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」では、以下の金額を試算することができます。

- ・出産手当金
- ・出産育児一時金
- ・育児休業給付金
- ・出生後休業支援給付金
- ・社会保険料免除額

「結果を表示する」をクリックすると、それぞれの支給額が算出されます。また、月ごとの支給額（見込み）、給付額、社会保険料免除額、計算根拠等も表示されます。

◆利用の注意点

このツールの計算結果については、あくまで目安であり、実際の給付額を保証するものではありません。また、各制度の要件（被保険者資格、勤務状況、休業期間など）を満たさない場合は支給の対象になりません。

実際に制度を利用するためには、勤務先や健康保険組合、

ハローワークなどでの手続きが必要です。詳細な制度内容や申請方法については、厚生労働省や協会けんぽ等のホームページを確認してください。

従業員の出産や育児休業の際に活用してみたいかがででしょうか。

【参考】

産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール

<https://shussan.ikukyu-simu.mhlw.go.jp/>

3月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
【公共職業安定所】

16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出＜新規適用のもの＞【税務署】
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告【市区町村】

- 個人事業税の申告【税務署】
- 個人事業所得税の申告【都・市】
- 贈与税の申告期限＜昨年度分＞【税務署】
- 所得税の確定申告期限【税務署】
- 確定申告税額の延納の届出書の提出【税務署】
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出【税務署】

31日

- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
【公共職業安定所】
- 個人事業者の消費税の確定申告期限【税務署】